

たとする者が行った申出は、本項の規定による申出とはならない。なお、「権利を侵害されたとする…」と規定されているのは、申出の段階では、本当に権利を侵害されたのかが不明であるためである。

なお、第三者からの連絡に基づく場合や、特定電気通信役務提供者自身が発見した場合等であって、特定電気通信役務提供者が、権利侵害が明らかであれば自らの責任で送信防止措置を講じたときに、第1号の要件に合致すれば、本項の規定によって責任が制限されることとなる。

(ii) 申出にあたり示すべき事項

権利を侵害されたとする者が送信防止措置を講ずるよう申出を行うにあたっては、(a)権利を侵害したとする情報(侵害情報)、(b)侵害されたとする権利、(c)権利が侵害されたとする理由を示すこととする。権利を侵害されたとする者が申出を行うに当たって示す事項は、そのまま特定電気通信役務提供者が発信者に照会する際に示されることとなるが、発信者にとって十分な手続的な保障が与えられているものとするためには、少なくともこれらの事項が示されている必要があるためである。

ここで、「侵害したとする」としているのは、この申出の段階では、まだ本当に「権利を侵害した」のかがどうか不明であるためである。これは、第4条の発信者情報開示でも同様である。

「侵害されたとする権利」については、それがどのようなものであるのかが具体的かつ適切に示される必要があるとともに、申出をする者が、その権利を正当に保有していることをも的確に示される必要がある。また、「権利が侵害されたとする理由」も、紛争の中核になるものであり、具体的かつ適切に示される必要がある。

なお、申出をする者は、自己の権利が侵害された事実を明確にするために、当然、特定電気通信役務提供者に対して氏名等の必要な情報を示して申出をすることとなるものと考えられる。ⁱⁱ

(iii) 「侵害情報の送信を防止する措置(以下「送信防止措置」という。)」

「送信を防止する措置」とは、発信者が特定電気通信設備の記録媒体に侵害情報が記録し、又はその送信装置に情報が入力したのちに、不特定の者からの求めにより自動的に行

ⁱⁱ 申出をした者は、情報の送信を防止する措置を講ずるよう求めて申出をするものであるが、発信者の責任を追及する際には、その情報が証拠としての意味を有する場合も考えられる。しかし、情報の送信を防止する措置を講じた結果として、その情報が特定電気通信設備から削除されることがあることを申出をした者が認識していない可能性もある。このため、特定電気通信役務提供者は、被害者が発信者等の責任を追及する意思を有している場合があることに配慮し、場合により事前に申出をした者にその旨説明することや警察への相談等を行うよう助言することに努めることが望ましい。